

広島市告示第 1 4 6 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 10 の規定に基づき、都市公園と河川とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり一部を変更する協定を締結しました。その関係図書は、広島市都市整備局緑化推進部緑政課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

名 称	位 置	兼用工作物	変更の内容
中央公園	広島市中区 基町地内	太田川水系 堀 川	別紙のとおり